

令和4年第3回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和4年8月



目 次

報 告 第 2 1 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 2 2 号	専決処分の報告について……………	3



報告第21号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月29日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額  
9万7,052円
- 2 専決処分年月日  
令和4年8月10日

(報告理由)

令和4年4月21日、市道中央巡回線と市道土与丸御菌宇線の交差点の横断歩道において、公用車と歩行者が衝突し、当該歩行者が左肘及び左膝を負傷し、並びに当該歩行者の衣服を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

東広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 8 月 2 9 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(報告理由)

土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(3) 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（当該規定の整理に合わせて行う字句の修正であって、当該規定の趣旨を変更しない範囲内においてするものを含む。）を行うため、条例を改正すること。



## 専 決 処 分 書

東広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年8月19日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正  
する条例

東広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和49年東広島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

